

法律政治部会は、本声明の根本趣旨並に之
の各要義について討議の結果、一致した意見を
を左の如く表明する。

一、「前文及び目的所定」

（各国より募集した）

① 本声明は社会科学者から狭隘な国家的制約
に捉われずに、戦争の^諸原因を検討し、その防

止のために講ぜらるべき諸方策に就て、平和
その精神に従つて論議するにとよつて、

エネスコの精神に従つて世界平和に寄與しよ

うとする最初の試みであり、その根本趣意に^{打して}
は深い共感を禁じえない。もとより、戦争の
諸原因乃至その防止策として^本に述べられ
ているものは、お、かふり抽象的であり、また
一義的不明確性を欠いてゐる点も見受けられ
るが、このことは本声明が発表せられる^点の
討議の過程が^{われわれに}全く知られてゐない現在、輕々
に批判するべきことではおいと考へる。むし
ろ、各国の社会科学家が、イデオロギ一的な
対立や政治的利益を超えて、この現下切実な

問題に就てのいわば最大公約的の見解に利
達しようとした努力に對して見解を表明しえ
たことの意義をわれわれは高く評價するもの
である。今日お、我國の社会科学者の間に
恰も世界平和の問題のことは自己の事柄で
はふいかの如き無関心態度が少からず見
受けられる現状にあり、鑑みて、二うした紙
みの意義はとくに強調されねばならぬ。

以下、われわれはまづ本声明に即して、こ
こに取り上げられたい重要なポイントに就

戦争の宿命論的見解について (項目A)

二、本声明がまづ辟頭に、戦争に就ての宿命論的見解を明白に否定したことはきわめて

正当である。いさやう人間性の本質が何であ

ろうと、戦争はふんそうした先天的本性が

らの不可避の産物ではふい。二の点に關する

悲觀主義的見解を併り、人由歴史の進歩に關する

積極的の信念を確立する。二の論議の去程は、

凡そ平和への前途をこの問題の論議自体無意味

に帰するであらう。とくに国内国際政治に

對する人民のコントロールが由來微弱であつ